

國學院大學学術情報リポジトリ

幕末長州藩への水戸「自葬式」の伝播：
桜山招魂社創建の信仰思想

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 津田, 勉 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002297

幕末長州藩への水戸「自葬式」の伝播

—— 桜山招魂社創建の信仰思想 ——

津 田 勉

はじめに

近代に於いて戦死者を祭った神社は招魂社であるが、そうした招魂社の嚆矢は、幕末に長州藩赤間関（現下関市）に慶応元年に創建された桜山招魂社である。桜山招魂社は、最初は奇兵隊の戦死者の神霊を「霊標」に招魂した神式弔祭施設の「招魂場」として発案され開かれた。しかし一年後、同所に社殿を建立して神霊を祭るに至った。味方の戦死した兵士の神霊を分け隔てなく一律に祭る神社は、それまでの日本には無かったものであり、桜山招魂社の創建は、近世末期に起こった新たな神道信仰と考えられる。

江戸時代では、徳川幕府の寺檀制度によって、人々は全て仏式によらなければ葬儀を行なうことが出来なかった。しかしそうした制度下にあつて、下級武士・農民・町人などの出身者からなる奇兵隊の戦死者を、神式である神社に祀るという信仰が何故発生したのだろうか。

この問題を考察する中で、「死した奇兵隊士の霊は神霊である」とする信仰が奇兵隊の中に成立していたことが明らかになってきた。しかし、こうした信仰は、その背景に「死した人の霊は神霊となる」といった信仰がなければ成立できないと考えられるのだが、そうした信仰も、近世に発展した神道葬祭や国学者の思想に見出されるのである。⁽¹⁾

奇兵隊が隊組織として、隊から出た死者を神式の葬祭で葬ったことは『奇兵隊日記』や『白石正一郎日記』等から知ることができる。⁽²⁾ だが、奇兵隊がなぜ神式葬祭を採用したのかといったことを、奇兵隊幹部が書き残した史料などは、これまでのところ見つかっていない。

しかし奇兵隊創設に深く関与し、桜山招魂社の創建に重要な役割を果たした赤間関勤王の豪商である白石正一郎は、桜山招魂社が創建された二年後の慶応三年三月に「水戸の自葬式」によって父の葬儀を行い、また同年四月に病死した初代奇兵隊総督高杉晋作の葬祭を、「自葬式」にならって行うことを指示していた。「水戸の自葬式」とは、水戸藩二代藩主（一六六一年～一六九〇年）徳川光圀が領内の神職に奨励した葬祭式のことである。⁽³⁾ つまり白石正一郎に見られるように、水戸の「自葬式」は幕末になると、水戸藩はもとより長州藩でも神式の葬儀と考えられるようになっていたことが窺われるのである。

「水戸の自葬式」の次第書がどのようなものであったか、またどのようにして白石正一郎が入手したのか。この点を、白石正一郎が国学者鈴木重胤の門人であったということから辿ることはできず、これまで考究できずにいた。

しかし白石正一郎の子孫が下関市長府博物館に寄贈・寄託した史料に、「水戸の自葬式」次第書を見つけ出すことができた。しかも「水戸の自葬式」次第書は少なくとも二つの経路で長州藩に伝えられていたことを、その後の研究から史料的に裏付けることができた。また神式葬祭の実行を、幕末長州藩で強烈に唱えていた一派があったことも知った。

そこで当論文では、こうした新史料を用いて、幕末長州藩への神式葬祭の伝播を考察し、桜山招魂社創建の信仰思想との関連を検討することにした。

一、水戸自葬式の伝播 — その(1) 吉田松陰

幕末の長州藩に、最初に水戸の「自葬式」次第書をもたらしたのは吉田松陰と考えられる。吉田松陰は、嘉永四年(一八五二)十二月十四日に東北遊歴のために江戸を発したのであるが、途中で水戸に一ヶ月ほど滞在した。この際に水戸の『自葬祭式』を書写し故郷の同志に送っていたのだった。

松陰が、翌嘉永五年(一八五二)閏二月十五日に新潟から萩の父・叔父・兄宛に送った書簡⁽⁴⁾には、次のようにある。

水府自葬祭式一冊写し井上壯太郎迄送置候間、追々相達し申すべく候間、祭式杯御見合せ端にも相成るべくやと存じ奉り候

井上壯太郎とは、嘉永四年武術修行のため松陰と共に江戸に遊学し、同年十二月に松陰が亡命して東北遊歴に出た為、逼塞を命じられたとされる人である。⁽⁵⁾ この井上壯太郎に水戸の自葬祭式一冊を写し送っていたので、時期に父達の所に届くでしょうが、この写本は、祭式の仕方を比べ合わせる糸口になるのではないのでしょうかと書き送っている。つまりこの手紙からすれば、父か兄、或は叔父の誰かが、祭式を行なっていたといえる。

さて、広瀬豊『吉田松陰の研究』⁽⁶⁾の中に松陰の実父である杉百合之助(吉田松陰は杉百合之助の次男であったが、吉田

家の養子となった）に関して次のような記述がある。

父杉百合之助は、大の尊王家であり、また無類の敬神家であつて、祖先伝来の宗教（禪宗）の儀式を止めて、神式に改めた程の人である。故に杉家の祭典は、今日尚ほ他の祖先は皆仏式であるが、この百合之助翁と松陰だけは神式によつてゐる。

広瀬氏は、この記述の根拠となつた史料を提示していないので確認できないのが誠に残念である。しかしながら、この記述が事実であるとする、吉田松陰が安政六年（一八五九）に江戸伝馬町の獄舎で処刑される十月二十七日の七日前に、父・叔父・兄に宛てた書簡の不明瞭な点が理解されるのである。

○私首は江戸に葬り、家祭には私平生用候硯と、去年十月（十一月の誤り）六日呈上仕候書とを神主と被_レ成候様奉_レ頼候。硯は己酉の七月か、赤間関廻浦の節買得せしなり、十年余著述を助けたる功臣なり。

松陰二十一回猛士とのみ御記し奉_レ頼候。

この手紙にある「家祭」を、これまで私（津田）は、儒家の祭りのことと解し、「神主」も「儒家で死者の官等・姓名を書いて祠堂に安置する霊牌・位牌のことと思われ、」としてきた。⁽⁸⁾しかしながら父杉百合之助が、表向きには仏式の葬儀を行なっていたが、家内では「家祭」として神式弔祭を行なっていたとするなら、松陰が手紙に述べている「家祭」とは、儒式ではなく神式の弔祭であつたことになる。しかもそう解釈する方が手紙の意味がはつきりするのでは

る。考えてみれば、いくら漢籍に通曉していた松陰であろうとも、儒学者^⑨ではない山鹿流兵学者の松陰が、自身の死後の霊を儒式で祭ることを望んだことは、寧ろおかしいことと思われるのである。

但し、当時神式とされていた葬祭は、実際には儒式を手本とし、これを踏襲した葬祭であった。江戸時代に全国の神職采配を、徳川幕府の「禰宜神主諸法度」で許された吉田家配下の神職の葬祭が吉田神道の葬祭であつたにしても、吉田神道の葬祭には、仏式の要素が多く含まれていて、純粋な神式ではなかった。また神式を標榜して作成された吉田神道以外の江戸期の葬祭書も、当時の国内には古来の神葬儀礼が失われてしまっていたことにより、水戸光圀が教えたであろうことを夫人泰姫がいったように「本朝の上古の葬礼は儒礼に近し^⑩」と考え、儒礼の儀礼書である『文公家礼』を基に、その中にある日本の風俗に相応しくない部分を日本の風俗に沿うように改変（例えば、水戸光圀が家臣に頒布した『葬祭儀略^⑪』では、「哭」の礼という泣き叫ぶ礼や、「飯含^{はんがん}」という死者の口に米や金銭を含ませる点が省かれている。）して作成されたものだったのである。こうした事情から、神式というものの儒礼の用語や葬祭次第が多く含まれていた。したがって杉百合之助が行っていた家祭も、いまだ儒礼を強く含んでいた家祭であつたと考えられる。松陰が手紙で、「祭式杯御見合せ端にも相成るべくやと存じ奉り候」とのべていることは、水戸の『自葬祭式』が、父の杉家で行なっている家祭を考える際に参考になる葬祭書と思つて書写し、水戸から送つたと解すると、無理のない理解になると思われる。

吉田松陰が書写した水戸の『自葬祭式』とは、後で詳しく紹介する天保期に徳川斉昭が行なつた藩政改革の一つである社寺改革で奨励した「自葬式」の葬祭書と考えられる。但し吉田松陰が書写した水戸の『自葬祭式』は、これまでのところ見つかっていないようである。

ところで徳川斉昭が行つた天保期の社寺改正の際の葬祭書と考えられる『自葬式』と題された葬祭書が、白石正一

郎所蔵文書中にあり、それには「天保十五年正月」との奥書がある。¹³ この水戸の次第書では、「神主」に「神主^{キハイ}」、或いは「葬祝詞」には「葬祝詞^{ハフムリノリト}」と振り仮名が付されている。つまり、天保期の『自葬式』では、「神主」は儒礼で用いる「神主^{シンシュ}」ではなく、領民が慣れ親しんで解りやすい仏教という位牌と称され、また儒礼では「祝文」とされていたものが、「祝詞^{のりと}」という神道用語に替えられているのである。

この天保期の水戸の『自葬式』葬祭書からすれば、吉田松陰が安政六年（一八五九）十月二十日の手紙に、家祭には自分の愛用した赤間硯と書を「神主」として用いるように指示しているのは、自葬式という所の「神主^{キハイ}」と解釈するのが適当ではないかと思われる。

このように吉田松陰は、水戸の『自葬式』の詳しい知識を持っていたのであり、それは当然父の杉百合之助、叔父の玉本文之進、兄の杉梅太郎も共有していたと考えられる。

更に、徳川斉昭の天保期の藩政改革（一八三七年～一八四四年）に伴う寺社改革で推奨された自葬式が、どのような信仰思想を背景に奨励された政策であったのかも、吉田松陰は知っていたのである。

徳川斉昭の仏教への姿勢がどのようなものであったか、吉田松陰は水戸に入る前の笠間に宿泊した十二月十八日夜に手塚多助から聞いた話として、次のような話を『東北遊日記¹⁴』に記している。

夜、手塚多助來訪す。兵家なり。論談すること數次、多助語つて曰く、「往年水府老公の時、余嘗てこれに遊び砲家梅沢孫太郎の家に寓せしに、一夕比隣喧嘈なり、余驚き之を問ひしに梅澤の曰く、『砲を鑄るのみ』と。余起きて往いて之れを見しに、銅佛鐘磬、堆積すること山の如く、方に鞆を鼓し火を起さんとす。其の由来する所を叩けば、則ち佛寺の有する所を収めて之れを聚むと曰ふ。（以下略）

この話は、天保十三年に幕府が海防の厳命を出し、諸藩に大砲の鑄造を命じたことを好機として、徳川斉昭が金属材料の不足を補うために、藩内寺院の梵鐘を集め鑄潰したことを如実に語っているものである。

水戸藩第九代藩主（一八二九年～一八四四年）徳川斉昭は、「ゆくゆくは仏なき国となり、神道を引き立てることを眼目にして改革を進めよ⁽¹⁵⁾」と寺社奉行に指示していたのであり、この眼目を果たす為に、水戸東照宮の唯一神道への改革、領内寺院の統廃合、あるいは僧侶の別当の罷免・還俗、一村一社制、寺請制に代わる氏子制を支える氏子帳の作成などを進めたのである。その中で、自葬式も奨励されたのであった⁽¹⁶⁾。

こうした社寺改革は、二代藩主（一六六一年～一六九〇年）徳川光圀により約百数十年前に、一度は実施された改革⁽¹⁷⁾だったのであるが、水戸藩では光圀没後には、社寺政策は元に戻ってしまったのであった。しかし徳川斉昭によって、後期水戸学思想を背景に再度の社寺改革が行なわれ、そうした中で自葬式も再度奨励されたのであった。しかも重要な点は、後述するように天保期の自葬式とは、当時の水戸藩の人々には神式葬儀と受け取られていたという点である。

吉田松陰は、嘉永四年十二月中旬から五年正月半ばまでの一ヶ月近い水戸滞在中に、そうした後期水戸学の尊王攘夷論や水戸・斉昭の藩政改革に於ける自葬式の奨励などの情報に接していたのである。

しかしながら吉田松陰が、そうした水戸の自葬式を松下村塾の塾生に語ったという記録はないようであり、文久三年一月五日に高杉などが行なった吉田松陰の改葬（刑死が埋められた小塚原は穢れた地であるから、忠烈の松陰が埋められているべき地ではないとして、毛利藩藩主在府の時の火災避難地として土地を持っていた若林の大夫山に遺骸を改葬しようとした）について、文久二年（一八六二）十二月十九日に水戸滞在中の久坂玄瑞が、桂小五郎・高杉晋作に送った手紙⁽¹⁸⁾で、仏式ではなく神式によって改葬することを頼んでいるのだが、その中に、

○先師改葬之事何分にも奉頼候、若林に若かず浮屠に託し候ては不相叶候、神葬之式は何卒俊助・真五などへ御命じ和学者に御尋を可被下候

と「神葬之式」の仕方を伊藤などに命じて和学者に尋ねるようにいつていることは、彼ら弟子達が、神葬の仕方の知識が余りなかったことを窺わせるものではないだろうか。

以上のように、吉田松陰には水戸の「自葬式」次第書の知見を見いだせるが、その知見の広まりは、松陰の近親者や友人などの狭い範囲にとどまっていたと一応考えられる。但し久坂玄瑞の書簡から、神式葬祭への思想的な賛同は弟子達に見られるのであり、その点から奇兵隊の隊組織としての神式葬祭採用が考えられ、研究の余地は残る。

二、水戸自葬式の伝播 — その(2) 白石正一郎

『白石正一郎日記』によれば、白石正一郎は慶応二年（一八六七）三月二十八日に父白石資陽の葬儀を、「水戸の自葬式二ならひ」⁽¹⁹⁾執り行ったのであるが、翌四月には同十六日に行なわれた高杉晋作の葬儀の次第や埋葬の仕方、葬儀に必要な品々を記した『谷東行主神葬略式』⁽²⁰⁾を作成した。白石正一郎が、こうした葬祭次第書をどうして作成できたのか、その手引きとした次第書があったことは、『谷東行主神葬略式』の末尾に「○死骸ヲ棺にをさめ候迄の義ハ、凡自葬式に有之候故略之」とあることによつて窺われる。つまり白石正一郎は、水戸の『自葬式』を所持していたのである。

その葬祭書と思われるのが、下関市長府博物館の「長府博物館所蔵『白石正一郎関係文書目録』」にある『平野次郎

写本 水戸侯御撰文自葬式論里民檄⁽²¹⁾』と考えられる。この写本には、『弘道館記』・『自葬式』・『水戸御触書』・『水戸侯里民へ御教諭之写』の四つの文書が収められていて、その中の『自葬式』には死骸を棺に収めるまでの仕方が細かに記されているが、埋葬の仕方や葬儀に必要な品々などについては、余り書かれていない。このことは、白石正一郎が作成した『谷東行主神葬略式』の末尾の追い書きの内容に合致する。

白石正一郎が所持し白石家に伝わっていた文書類は、一括して下関市長府博物館に寄贈・委託されているのだが、寄贈・委託された文書の中に含まれる平野次郎書写の文献は、他に『笠掛全記』『犬追物式』『犬追物図説』『犬追物類鏡』といった有職故実関係の写本、或いは『備前儒葬弁記』⁽²²⁾という、備前国岡山藩初代藩主池田光政が奨励した儒式による葬祭書の写本がある。有職故実に関する写本は、絵や図が驚ろくほどの緻密さで色彩鮮やかに写されており、平野次郎が尋常ならざる有職故実の研究家で、該博な有職故実の知識を持った人であったことが知られる。彼は単なる尚古主義者ではないのである。

平野次郎とは、幕末に尊攘派志士として奔走した福岡藩藩士の平野国臣（通称、次郎）のことである。その平野国臣の書写本を、なぜ白石正一郎は所蔵していたのだろうか。

平野国臣は、尊皇攘夷運動で福岡藩から追捕を受けた際に、度々白石邸に滞在し、白石正一郎も下関での潜伏を手助けしていた。『白石正一郎日記』によれば、平野国臣の最初の来訪は、安政五（一八五八）年十二月十二日に始まる。

同十二日 筑前亡命平野次郎入来止宿

そして、翌安政六年（一八五九）平野次郎が宮崎司と変名したことが記される。

三月二日 平野二郎変名宮崎司 備中連嶋より来書

また同年三月には、文久三年（一八六三）十月の生野の変に関わって共に命を落とすことになった正一郎の弟簾作とも馬関と筑前を往復したりしている。

三月十五日 宮崎同道廉作筑前行 熊野小別火帰省

三月廿八日 夜二入宮崎と廉作帰関

そして平野次郎は、安政七年（一八六〇）に薩摩に行くまで、白石邸に寄宿したことも、以下の記載から知ることができる。

五月十二日 宮崎薩摩行路費金五円遣す

この薩摩へ行った際に、平野次郎は「行李二ツの荷物」を白石正一郎に預けて行ったのである。

八月十六日（略）こり二ツ預り居候段申聞候

尤も、この行李は同月廿二日に筑前盜賊方に引き取られている。

廿二日 平野二郎より預り置候こり二ツ 筑前盜賊方へ引渡し 受取一筆取置候

様在番より申来候故 其通り二取計候

平野国臣は、白石正一郎に行李二個もの荷物を預けるような間柄であったのである。つまり福岡藩を追われた平野国臣は、その後は白石正一郎邸を根拠地としていたといえる。したがって白石正一郎の手元に有職故実の研究に情熱を傾けた平野国臣が書写収集した写本が残されていても驚くに当たらないであろう。

こうした交友から、『水戸侯御撰文自葬式論里民檄』或いは『備前儒葬弁記』といった写本も白石正一郎の手元に残されたと思われる。

さて前出の『白石正一郎関係文書目録』には、「平野次郎 写本 水戸侯御撰文自葬式論里民檄」とあるのだが、この『水戸侯御撰文自葬式論里民檄』は、『弘道館記』（奥書は、天保九年「一八三八」）、『自葬式』（奥書は、天保十五年「一八四四」）、『水戸御触書』（奥書なし）、『水戸侯里民へ御教諭之写』（奥書は嘉永七年「一八五四」という四つの文書の書写本である。

当書の最後尾の奥書には、最初の書写が嘉永七年（一八五四）、最後の書写が安政三年（一八五六）とあり、最後の書写奥書には、次のような記述がある。

安政三丙辰十月 西嶋□□のをかりえて写しけりぬ なほ誤写脱字は□ありぬべし。
かれ正しき巻えたらむ時くらべあわせまし。

橘里とのあるじ

資 花押

この奥書によれば、最後の書写は安政三年（一八五六）十月である。つまり平野国臣が白石正一郎を初めて訪ねる安政五（一八五八）年十二月より前に書写されていたことになる。しかもこの奥書からすると、この奥書を記したのは、白石正一郎本人と思われるのである。なぜなら白石正一郎の名前は「資風」であり、雅号は「橘園」だからである。また筆跡も国臣より正一郎の筆跡に似ていると思われるからである。こうした事柄からすれば、当写本が平野国臣写本とされていることは疑問である（恐らくは、長府博物館に寄贈される際に、平野国臣書写文書に混入されて寄贈されたのではないだろうか）。

勤王の士であつた白石正一郎が、神式葬祭に賛同していたことは、『祖先年表序』⁽²³⁾から知ることが出来る。鈴木重胤の国学を学んでいた白石正一郎は、安政二年（一八五五）鈴木重胤を通じて願い上げ、京都の白川伯家から白石家開祖以来の霊神璽を下置してもらっていた。

○開祖以来之霊位、安政二年十二月、東都向島小梅住居、鈴木勝左衛門穂積の重胤大人資風が学の親也之吹拳にて、神祇伯王白川殿え願上、悉神霊ニ祭祀ス、則霊を被封箱一つ並副翰一通被下置候、文言左之通

（朱印）

今般依願長門国豊浦郡赤間関竹崎浦白石家先祖代々霊神璽、被勧遷之条、永世無怠可有祭祀者副翰如件

本書大巾の 紙也

〔朱印〕

此後文久三年亥春二千代子の二霊も同断ミタマを被封候箱二ツ副翰通被下置候同文言也

神祇官統領神祇伯王殿

安政二年

公文所「朱印」

十二月十八日

願主 白石正一郎

また『祖先年表序』には、文久二年以降には白石家の葬儀を神葬祭で行なったことが記されている。

○開祖より千代子の君まで四十二霊仏葬の分、神祇伯白川殿に願上げ、悉く神霊に祭祀す、其以下は皆神葬也

千代子は、正一郎の長男資東の妻で、文久二年（一八六二）八月に十八歳で死没している。千代子の次に死したのは白石正一郎の弟廉作で、生野の変で割腹したのは文久三年十月であるが、廉作の戦死を知った十一月十日の翌日には滞在していた防府三田尻の老松神社の社人荒瀬河内方で廉作の神霊を祀ったと日記に記されていることから、白石正一郎は弟廉作から神式葬祭を行ったと思われるが、公然と神式の自葬式を行ったのは慶応三年に死した父資陽からといえる。

しかしながらこの史料からすれば、白石正一郎は安政三年（一八五六）には水戸の「自葬式」を知っていたにも拘らず、文久二年（一八六二）までは自葬式を行なわなかったことになる。それが慶応三年（一八六七）には公然と自葬式を行なっていることからすれば、文久二年から慶応三年までの間に、自葬式を公然と白石正一郎に行なわせる何か

の契機があったということになると思われる。その契機とは、文久三年（一八六三）五月に結成された奇兵隊で神式葬祭が執り行われたことであつたと考えられるのである。

それでは次に、白石正一郎が所蔵していた『備前儒葬弁記』、『自葬式』、『水戸侯里民へ御教諭之写』、『谷東行主神葬略式』の四種の葬祭書の成立の背景及び内容を検討することにした。

三、『備前儒葬弁記』

『備前儒葬弁記』の奥書は、「寛文六年（一六六六）丙午八月廿三日」と「承応二年（一六五三）光政判」との二つがある。後者の奥書にある「光政」とは、寛永九年（一六三二）から寛文十二年（一六七二）の間の岡山藩藩主で、自身の葬儀を儒葬で行なった名君として名高い池田光政のことと考えられる。池田光政は、領民に儒教の葬礼や祭礼を奨励し、寛文六年（一六六六）にキリシタンでないことの証明を寺院僧侶ではなく、神社神職にしてもらう「神道請」〔神職請〕・「神主請」とも称された）を始め、それは光政卒後の貞享四年（一六八七）までの二十年間にわたって行なわれ、この政策に伴い僧侶の退寺・還俗や廃寺を推し進めたのであつた。²⁴

光政の藩政や宗教政策は、同時代の水戸藩二代藩主（一六六一～一六九〇）であつた水戸光圀と共通し、藩内寺院数を半減させるような寺院の整理を強力に推し進め、自身の葬儀は仏式でなく儒式で行なうなどした。

池田光政は、寛文六年（一六六六）八月二日に、神職請に関する御触を藩内に出したのであるが、同時に旦那寺をもたないことになる領民に『葬祭之大略』²⁵を教示した。『葬祭之大略』・『備前儒葬弁記』は、共に儒礼を説いた『文公家礼』に基づいた葬儀書である。そこでこの二書を比較すると共通部分が多い。しかし異なる部分も多く、同系統で

あるが同じものではないと考えられる。

『葬祭之大略』では、儒式葬祭の仕方を簡潔で解りやすく解説しているだけであるが、『備前儒葬弁記』は「神主」・「冥巾」(口覆い)・「握手巾」(手覆)・「棺」・「銘旌」などを図で示すなど詳しい解説をしている。また『葬祭之大略』にはない「申渡覚」があるが、これは当時の不律破壊の僧侶を非難しているが仏教そのものを激しく攻撃しているわけではなく、神・儒・仏三教の共存を説諭する「申渡」となっている。

権現様ノ御意ニ、神儒佛トモニ御用被成トノ儀也。神道ハ、正直ナルヲ本トシ、儒道ハ誠ニシテ仁愛ナルヲ尊ム。佛道ハ、無欲無我ニシテ、忍辱慈悲ノ行トス。三教トモニ如此ナラバ、縦ヒ教ハ別ニ有共、世ニ害アルベカラズ。

(『備前儒葬弁記』「申渡」)

当書は、池田光政の藩政に参画し大きな影響を与えた熊沢蕃山の『葬祭弁論』(初版、寛文七年(一六六七)⁽²⁶⁾)に書名が一部似ていることから系統を同じくするのではないかと考えられるのであるが、熊沢蕃山が『葬祭弁論』で激しく展開した仏教批判、火葬の否定といった事柄は見えられない。熊沢蕃山は、明暦三年(一六五七)には岡山藩を去っていることから、『葬祭弁論』は、その後の著作を考えられる。したがって『葬祭弁論』と『備前儒葬弁記』には直接の関係はないと思われる。

徳川光圀は寛文六年四月に『葬祭儀略』を水戸藩領民に、また池田光政は寛文六年八月に『葬祭之大略』を岡山藩領民に頒布した葬祭書であることから、後者の前者からの影響が推察されている。⁽²⁷⁾両書共に『家礼』に基づいて、これを日本の風俗に合うように改変を加えている。しかし『備前儒葬弁記』との関連では、やはり『葬祭之大略』が近

いといえる。一例としてあげれば、病人が臨終を迎えるまでの首の位置を、『葬祭之大略』では

一 病人死せんとする時、其勢ひ、なるへくハ東の方へ首をしてふさしむ^(臥)へし、病人うこしかたき儀あらハ、何かたへ首をむけてもくるしからず、病人息たへ脈きへて、温なる事もなく、死に極る時ハ、行水の用意をいたし、神主^{しんしゅ}を書べし

とするが『備前儒葬弁記』では、

一、病人死セントスル迄ハ、其勢ニナルベクンバ、東ノ方ニ首ヲサシテ伏シムベシ。東ハ万物ヲ生ズル氣発スル所ナレバ、其生氣ニ令^レ帰義也。若病人難^レ動儀アラバ、何レノ方ヘムキテモ不^レ苦。病人死スルニ極ル上ハ、行水ノ用意ヲシ、神主ヲ刻ムベシ。神主難^レ調上ハ、急ギ大工ニアツラヘ、木主ヲ刻ムベシ。

として、『葬祭之大略』よりは詳しいもののほぼ同文といえる。しかし『葬祭儀略』には、そうした記載はなのである。

『備前儒葬弁記』の筆跡は、白石正一郎の筆跡とは違い、平野国臣の筆跡と似ており、当書は平野国臣が書写所蔵していたものが、白石正一郎に渡り、その所蔵となったのではないかと思われる。

四、『水戸侯御撰文自葬式論里民檄』

『水戸侯御撰文自葬式論里民檄』は、水戸藩の主義綱領を表象した一大記文で水戸学の精髓とされる『弘道館記』に始まり、次に自葬の仕方や自葬の意義を説く『自葬式』、そして徳川斉昭の寺社政策の『水戸御触書』と続き、最後に自葬式奨励の理由を領民に説諭する『水戸侯里民へ御教諭之写』が収められている。特に『水戸侯里民へ御教諭之写』には、神式葬祭を執り行わせるための後期水戸学を基とした信仰思想が詳しく説かれている。

こうした信仰思想が、水戸藩の尊王攘夷思想に随伴して長州藩に伝播し、白石正一郎や奇兵隊に受け入れられ、やがて隊戦死者を神式で弔祭することを長州藩が採用したと思われるのである。

イ、『弘道館記』・『水戸御触書』

『弘道館記』は、天保十二年（一八四一）に徳川斉昭が開設した水戸弘道館に建てられた「弘道館記碑」の全文と碑図である。しかも当写本には、徳川斉昭の自詠の漢詩と、和歌が記されている。漢詩は「空門三宝教、久しく斯国の憂を作す」と始まり、徳川斉昭が、長きに亘った仏教の害をいかに憂いていたかに驚かされる。同時に「腐儒六経説」と、腐敗した儒学を嘆き、これを糺そうとしていたか窺われる。「右保辰春 御自作」とあることは、この漢詩は天保十五年（甲辰）春の作と思われる。作詩された天保十五年（一八四四）春は弘化元年であり、徳川斉昭が天保十三年から始めた社寺改革が仏教側の反発を招き、同年五月に強制隠居と謹慎処分処された年である。

徳川斉昭は、天保十四年（一八四三）に藩政改革の一環として社寺改革に着手した。これらの諸政策を『水戸藩史料別記』下巻十三⁽²⁸⁾にたどると、その深意は先述したように、同年九月二十三日に「ゆくゆくは仏なき国となり、神道

を引き立てることを眼目にして改革を進めよ」と寺社奉行の今井惟典への訓示に如実に示されている。

斉昭の社寺改革は、第二代藩主徳川光圀が行なった社寺改革が光圀没後には旧に復してしまったことから、光圀の社寺改革⁽²⁹⁾（寺院整理、一村一社制、自葬の奨励など）を範として再度実行したものであった。先ず、天保十四年七月に常磐山東照宮を唯一神道に改め、僧侶の別当を廃し、神官を以てこれに代えた。同年十月十日には墓碑面に仏号を題することが停止された。同月、藩内の神社を唯一神道に改祭し、僧侶修験の奉仕職を廃し、神官をしてこれに当らせた。天保十五年二月には、仏式葬祭に代わる『葬祭式』を公布した。また同月には、数珠経帷子の売買を戒め、庵室・淫祠及び路傍に建設された庚申塚・石仏の類を除去させた。そして同三月五日には寺請制度に代わる氏子制度の実施前提となる「氏子帳」の作成を命じたのであった。⁽³⁰⁾こうした諸政策は『水戸御触書』に箇条書きされた項目と相似た事柄が多い。

ロ、『自葬式』

当書は、『葬祭儀略』を簡略に述べたものである。また、『葬祭儀略』の葬祭用具を描いた図も略されている。『自葬式』では礼に重点を置いて葬祭を細かに規定する中国的要素は殆ど省かれ、死してから遺骸を墓に埋め、家に帰るまでを略述し、その後の祖先祭を簡略に述べている。つまり葬祭を行なう心構えに重きを置く葬祭規定が説かれている。そして重要な点は、人が死した後の霊は「神霊」となるとする霊魂観が説かれていることである。

父母先祖の祭も永続する様になすは、是全く父母の神霊を安じ奉る一事也。

また、死後の靈魂は黄泉に在るが、この世にも帰ってくるとして神道的になっている。

祭りは子たる者の道にて、先祖の形魂カタチこそ黄泉ヨミには在マシマしけれ。魂靈ミタマは歸りて子孫を守るものなれば、四時の移りかわるにつき、春の花、秋の紅葉を見るごとに、先祖父母を偲おもはぬはなきゆゑに、一年兩度先祖父母を祭候式を被レ為建候也。

更に、こうした自葬式を、「自葬式は、往古の御定にて」といい、徳川齊昭の時代の水戸藩では、自葬式は新儀ではなく、「往古」の式と考えられていたことが知られるのである。

自葬式は、往古の御定にて、貴賤となく、右の祭式にて候処、

また、自葬式実行の意義も次のように説かれている。

兄弟妻子打寄誠敬を以て、一家一心に祭り候はば、些少チトの品を備へ候ても、先祖父母の神靈、実マコトに被レ為レ饗候也。未聞未見の売僧に經文を読ませ、破戒の僧に引導致させ、何の益あるべきや。依之自葬祭の式、被下者也

即ち、自葬式は、外来の教えである仏教、それも墮落した僧によって執り行われる家々の葬式を排除し、日本古来の靈魂觀に基づいた葬祭を行って、葬式を家族の手に取り戻す葬祭の仕方であるとしているのである。

ハ、『水戸侯里民へ御教諭之写』

当書は次のような書き出しで始まる。

神道御崇敬によりて、農商までも自葬祭の者多く、佛寺堂塔追々破壊に成ゆきて、愚民の内、驚き怪む者も有と聞く。いか様わけがわからぬは、怪むもことわりなりと覺ゆ。今其わけを可申なり。

当書の最初の書写奥書年は「嘉永七甲寅十一月上旬於独□草庵写之貽」と記されている。天保十五年（一八四四）五月に強制隠居と謹慎処分をされた徳川斉昭であるが、嘉永二年（一八四九）には藩政関与が許されて、以後安政六年（一八五九）の永蟄居まで幕政にも関った。したがって当書が書写された嘉永七年（一八五四）には、徳川斉昭の天保期の社寺改革の一つである葬儀の「自葬祭」奨励が復活していたと考えられる。このことから、自葬祭が領民に広く浸透するにしたい、逆に領民から不審や疑問が言い出され、それに答える目的で当書が作成されたことが知られる。当書では、儒教倫理である五倫と日本の神々や天皇の尊崇が説かれると共に、仏教尊崇は理由のないことであることが説かれている。

先づ我が瑞穂の国は、国常立命より高皇産霊の神を始奉り、人皇の御代に至り、明君聖主代々おはしまし。五穀の成熟より人数の繁多なるまで、異国に比すれば日出度事、いかばかりなき御国にて、我も人も皆も御代の御末にて、人と生れ出たるなれば、御国の内の御神より外に尊むべきはなし。

今日の衣食家居も、皆御神の教に従ひ、作り出せる物なれば、御神の賜物也。人一生の間^{ナス}為べき事とは、父子

君臣夫婦兄弟朋友の五倫の間の事也。外になすべき事もなく、行ふべき道もなし。其倫の大本たる父母の本は、皆御神也。其御神は、其昔は君也。今の世にても神と崇められ給ふは、其御存生の内より天下国家に大功ありて、かくれさせ給ひし後も、威靈顕赫にましまして、昔より尊まれ給ふ也。佛は、西戎にて□方夷国の神にて、存生の間、我御国の為に何の功能も無ければ、御国にて尊崇するいわれなき事也。

そして当書でも、祖先の霊を「神霊」とし、そうした祖先が仏教の非を悟り神霊となっているにも拘わらず、その子孫である当時の人々が、未だその非を悟っていないことを強く嘆いているのである。

先祖の神霊は、早くより佛教の非を悟り給ひたれど、生てをる我身は、いまだ其非に心付ざりしに、かかる天下泰平に生れ出たるのみならず、明君賢相の治給ふ御国に生れたるは幸なる哉。御徳化を蒙りて千余年来の迷も開け、人の人たる正道をも弁へめでたしといふも愚なるに、其子孫たるもの、いまだ悟らずんば、父祖の神霊こそ本意なき事に思ひ給ふべし。

更に仏教が江戸時代に重用された理由が、徳川幕府の切支丹禁制政策の故で、そのために仏教が墮落してしまったことを説いている。

且つ今の世の様に、家々の旦那寺定りたるは、僅二百年来、寛永年中に島原の騒乱より、始めて宗門改といふこと起こりて、応安・天和迄は皆帰依、旦那なり。是は、国家一時権宜の制を以、僧徒を役人の代りに用ひ、わが

宗門の家、他宗になれば、所務も夫れだけ減ずるゆえに、僧徒の欲心をかり用ひて、切支丹にならぬ様に、宗門を改めさせしは奇計妙策也。

此御制度にて、切支丹の宗門二百年来世に絶たれば、わる者を用ひて、わる者を追捕する、俗にいふ綱引ツナビキといふものに同じかりしが、今ははや、綱引きのわる者は世に用なし。二百年来御制度の蔭にて、僧侶一同飽食暖衣し来れ、其報も又至て厚し、其飽暖より尚欲心増長し、今は佛の戒律大法わすれたり。今の世の僧徒、佛者の罪人なるべし。

こうした論旨は、安永八年（一七七九）七月から十一月に至る期間の述作とされる吉田神道の書である『神業類要』³¹「神道葬祭之事」と同様な内容のものである。

中古以来、神、儒、釈の三道にまかせ、その儀を用ゆるの公法なりしが、切支丹・耶蘇等の邪術起りて、西州騷乱出来しより、浮屠氏に宗旨の事を命せられ、天下に宗旨といへることはしまりなり、しかしよりこの方、人死すれば、其宗旨の寺僧に告知せて、葬儀等の事をたのみ、僧侶の専領することゝなり来れば、天竺・震旦の具をよそひて、終を送るの礼とせり、甚しきものに至りてハ、死者の髪を削り、火化するを以て専一とす

このような仏教の葬祭関与が經典にないとの仏葬否定は、先述した水戸藩（徳川光圀）と同時期に仏葬を否定した岡山藩（池田光政）で、その藩政の理論的支柱の最重要な一人であった熊沢蕃山によって、既に弁じられていたものである。

熊沢蕃山は、次のように説いている。

愍而經文の内にも慈悲・忍辱の心を専と説、慈悲心より無縁の人の屍などの道路にすてたり葬らざるをあはれ
 ミて葬る心ハあらんずれ共、一切經文の内に、今時の出家・沙門のこことく、人の死せるをミてハ、己か業とし、
 葬禮をいとなミ、もし又坊主にまかせず葬るものあれば、地獄に入とおどしめ、愚人を誑かし、或ハ銘々旦那と
 たてゝ、同宗ながら我満をかまへ、檀法死すれハ、其位牌をわれわれの寺におさめ、人の往來をもとめて、渡世
 のいとなミとする事、一字一句としてなきこと也。

〔葬祭弁論〕

また熊沢蕃山は、仏教がそもそもは葬祭に關与する教えを持たず、中国において儒教の葬禮から取り入れたものであつたとも弁じているのである。

元來葬禮・祭禮の事ハ、聖人の至理を以なし給ふことにて、釈迦の經文の中になき事なるを、良薬は口に梁の竺
 潜といへる出家、はじめて人を葬りしより、漸々出家の業となり、儒者のおこなふ法式の中を竊ミとり、其禮法
 を損益して、己か家の法となせり、愍して聖人の法ハ、天理の具する所なれハ、いづれも至理の有レ之所を、佛
 徒ハ其理にくらくして、物理を不レ知ゆへ、紛に法のミを損益するゆへ、其法式ハ聖人の禮法に似たれ共、首尾
 不合のあとを考れハ、似たる事ハ似て、其理ハ一としてなき事なり、故に末流に及てハ、渡世のいとなミとなり
 て、經をよみ、佛事をおこなふことも、商人の売買するにひとしく、浅ましきありさまなり、

仏葬自体が、儒葬を真似て始まったとの熊沢蕃山の論が歴史的史実をいい当てているのか速断できないが、歴史的には、そう考えるのが妥当と思われる。それは兎も角として、葬祭が本来の仏教の教えから逸脱した行いであり、それ故に仏教の墮落を招いているとの蕃山の批判は、当時の仏教の有り様に対する儒学者等の憤りを如実に語っているとされるものであろう。

そしてこうした熊沢蕃山の弁は、水戸藩にも伝わっていて、仏教批判は後期水戸学を構築し徳川斉昭の藩政改革に参画した会澤正志斎や藤田東湖も肯定していたのだった。

会澤正志斎は、『江湖負暄』³²（弘化二年〈一八四五〉〜嘉永元年〈一八四八〉完成）で、熊沢蕃山について触れている。

徒ニ仏陀ヲ尊信シテ、君父ヲ忘ル。熊澤氏ノ人心ノ惑ニ乗ジテ、邪教再入スベシト云モ、亦宜ナラズヤ。故ニ我義公ハ聖人ノ禮意ヲ斟酌シテ、葬祭ヲ制セラレ、威公薨ゼラレシ時ニ、瑞龍山ニ兆域ヲ開キ、古禮ニ依テ葬送アリ。僧徒ヲ雜ヘズ。菩提寺ニ於テ僧ノ心ニ任テ佛事ヲ修セシメタル也。城内ニ廟ヲ立テ祭祀モ禮意ニ本ヅキ、儀禮等ハ神州ノ風俗ニ依テ制セラル。此心ヲ推テ士大夫ニ及ボシ、別ニ葬地ヲ授テ葬送セシメ、史臣ニ命ジテ、「葬祭儀略」ノ書ヲ撰シメ施行セラル。今此意ヲ推テ天下ニ及シ給ハミ、人情ヲ厚クシテ、君父ヲ忘ザラシムルノ大本ナルベシ。

また会澤正志斎は、神仏混交が本来的ではないことであるとして、次のように断じている。

僧侶ノ神祠ヲ奉ズル事ハ、元來ナキ事也。本ヨリ天竺ノ佛ト皇朝ノ神トハ、相混ズベカラザル筋ナレバ、伊勢ノ

忌詞ニモ、佛ヲ中子ト云テ、佛ト云事ハ口ニモ言ザル程ナレバ、僧侶ニシテ神祀ヲ主ル事ハ神意ニモ背キ、又佛心ニモナキ事ナレドモ、空海ガ徒、本地垂迹ト云事ヲ出シ、神に佛名を配當して、無稽ノ妄説ヲ唱ヘシヨリ、神宮寺ナド云出來テ、僧侶モ神ヲ祭ル事トハナリシナリ。

会澤正志斎が述べるように、水戸藩では岡山藩と同様な仏教政策が徳川光圀によって行われていたのだが、光圀没後は旧に復していったのであり、それを再度実行しようとしたのが徳川斉昭であったことを、藤田東湖は『常陸帶』⁽³³⁾で余す所なく述べている。

むかし西山の君、この義を明らかにし給ひ、寛文のころより國中の淫祠二千あまりを毀ち、又僧徒の戒を破り風俗の害になれるものを沙汰し給ひ、佛寺一千あまりこぼち給ひ、よしだのじんじや吉田神社日本武尊をまつる。「延喜・靜神社しづの 手力男命まつる。同じく名神なり。

などいへる名神にも、いつのころよりか佛寺つきまとひてありしを、寺を遠ざけ僧をはらひ、宮社みややしろすがくしく建給ひて、正しき神の道もて齋ひ祭り、鹿島の神宮にも中古より神宮寺といふものいできて、宮近き地にありしを、今の地に移せしは延寶年中のことなれば、これら義公の建議し給ふならむとおもへども、いまだそのたしかなることをしらず。

一郷一社といふことを定め、正しくいはれある神をあがめて一村の鎮守とし、國中の民一とすぢに神を尊たふとびて、直すぐなる道にしたがはしめんことをはかり給ふ。威公かく薨れ給ひし時、新に瑞龍山すいりゅうざんをゑらびて儒法をもて葬り給ひ、城中に廟を營みて、これ又儒禮をもて祭りたまひ、この瑞龍にも廟中にも、僧徒など一切入ることをゆるさず、

ある人はいはく、「天竺てんしやく」の佛法を用ひ玉はざるはさることなれども、唐人の法にて祭り給ふはいかが。「こたへて曰く、「佛法はまづその本尊をあがめ、次に先祖をまつる。その他天竺の衣を着て、天竺の樂器を用ひ、魚肉をすゝめざるたぐひ、みな天竺の道なり。わが大廟の祭、儒法を用ゐ給ふといへども、衣服・膳部等みな神國の禮を用ゐ、いはゆる簋・盞・邊・豆あるひは牛羊の肉など備ることなし。すべて漢土の風俗神國に通ひぬれば、これを取て用ゐる時は神國の道をたすくこと學校の條にいへるが如し。あながち儒法に泥みたまふにあらず。」家中の諸士にも、城下に近き原を擇びて墓地を賜り、葬祭のことを教へ給ひしかば、國中その風化になびきけるが、正しきは衰へやすく、邪な

るははびこりやすき世のならひなれば、百年^{もも}あまりの間に正しき神を貴む人よりも、ゆゑなき淫祠などのるもの多く、僧徒の行ひは日々にあしくなり行て、政の妨げになりければ、中納言の君に至りて、又西山の君の志を繼給ひ、破戒不如法の僧徒らそれぐこれを沙汰し給ひ、ふる寺の破れて造り修むべきたよりなきをばこれを毀ち、或は同じ宗門の寺、所々にあるを合せて一つになし、一向門徒の妻子ありて民に歸らむと願ふものをば、それぐゆり給ひ、正しき神社の衰へぬるをば、これかれとそのゆゑよしをただして、これを助け興し給ふ。

この藤田東湖の『常陸帯』を、吉田松陰は野山獄中で読んでいたのであり、また白石正一郎も所持し、人に貸したりしていたのである。『白石正一郎日記』安政六年（一八五九）五月十三日条には次のようにある。

同十三日 さつま与倉猶二郎へ常陸帯二さつかす

この記事からも、白石正一郎は水戸藩の社寺改革や自葬の奨励を熟知し、それが尊王攘夷運動と一体となっていることを強く自覚していたと推測される。

五、『谷東行主神葬略式』

白石正一郎は、平野国臣が蒐集していた葬祭書等を預かり披見し、それらをもとに実父の葬儀を行ない、高杉晋作の葬儀次第書である『谷東行主神葬略式』を作成したものと考えられる。当書の末尾には、「○死骸ヲ棺にをさめ候迄

の義^(ママ)ハ、凡自葬式に有之候故略之」とあるが、全くその通りで、当書には「死骸ヲ棺にをさめ候迄の義」までの言及は全くなく、葬儀の次第と、『自葬式』には余り詳しく記されていない葬儀に必要な葬具を詳しく記しているのである。この葬儀書は慶応三年（一八六七）四月に作成されたのであるが、先述したように葬祭書の『自葬式』は安政三年（一八五六）には白石正一郎の入手するところとなっていたと考えられる。したがって、白石正一郎は「死骸ヲ棺にをさめ候迄の義」は所持していた『自葬式』により行い、『自葬式』に詳しく記されていない葬具類を記した『谷東行主神葬略式』を作成、これに基づいて高杉晋作の葬儀に必要な葬具を用意したと考えられる。

さて以上のように長州藩に於ける自葬式の流入は、吉田松陰にしても白石正一郎にしても、何れも水戸藩で行なわれていた徳川斉昭時代の水戸学の尊王攘夷思想の実践でもあった藩政改革として、彼らの知るところとなったと考えられるのである。

六、『建白書』

幕末長州藩に於いて仏教に強烈な反発をした者達がいたことは、次に上げる五名の連署で文久三年七月に藩に献言された建白書⁽³⁵⁾に見ることができる。この五名は、藩が文久三年七月自費を以て上京させ神祭式の研究させた五名である。⁽³⁶⁾その研究した神祭式がどのようなものであったということは、この建白書に詳しく記されている（傍線は、津田が付した）。

一 當山口へ

上、様御引移被遊候を機会として

御霊社は勿論、御寺の御尊霊を當地へ御移し、改て御神祭に被遊度奉願候

但、神祭は當時其法不分明の廉々数多有之、別に万世不易の良法は無之候ては、御両国一統庶民迄も帰服仕兼候間、私共五人往来百日、御暇被仰付候得は、自力を以上京仕、白川殿、吉田殿、藤波殿、其外水戸、会津等之藩士、又は伊勢神宮領へも罷越、多人数之神主に交接、遂一研究、帰国の上、千万帰一の折衷にて、献白仕度奉存候、右候得は、御家来中も節角土着に被仰付候を、挙て夫々神祭式を以、改葬被仰付候得は、庶民迄も自然尊神斥仏の存慮に相成可申かと奉存候、差當民局へ厳令被仰出度ヶ條、左之通

即ち、自分たち五名は文久二年七月から一年に亘って自費を以て上京し、白川神道、吉田神道、伊勢神道の藤波家、或いは水戸・会津の藩士たちを訪ね、神式葬祭を尋ねてみたが、結局は古来のままの神式葬祭を見出すことはできず、色々なものが折衷された神式葬祭しかないことを藩に献言しているのである。しかし藩主が山口に居を移すこの際に、仏式の祖先霊を神祭式に改宗していただければ、臣下を始め庶民もこぞつて神祭式に改めることになり、尊神斥仏になるものでありましょう、とも意見を申し立てたてている。更に宗門改めを廃止して氏子改とし、そこで尊皇攘夷の書を教えること、或いは神祇所の創建、火葬の禁止といったことも献言しているのである。

一 宗門改の御方廃止被仰付、氏子改の儀、被仰出度奉願候

但氏子改の儀は、諸在神職に被仰付、年々取調、郡奉行所へ差出、郡奉行所より神祇所へ無滞差出候様、被

仰付度乍、併當時神職の面々、本業取失、糊口之為に俗神道講談仕、愚民を難惑致候所業も、間々有之やに相聞、右等の者は御詮議被仰付、衆罰を被為蒙候儀、可然奉存候、節角當今御興隆の時節、別て誠実に神典相明らめ、氏子をして異論邪説に不迷、尊王攘夷の大典等、承知為致候様、相成度奉存候

一 火葬禁制の事

一 寺院にて、彼岸会杯相唱、猥に万民を相集め説法等、禁制事

但、俗家にてても説法は平生たりとも禁制之事

一 地藏観音等之諸仏、俗家へ申受候儀、禁制之事

一 水旱雨露之憂ひ、且は非常之死を遂候者を供養の為と号し、俗家或道端等にて多人数相集、念仏百万遍等、一切停止の事

一 農民等職業を捨、猥に僧侶と相成候儀、禁制の事

右之條々僭倖の罪、誠以奉恐入候得共、今般御献言相成候御趣意に基き、私共申合嘆願候、御取用相成事に御座候はば、早々當地景勝之地に於いて神祇所御創建、夫々取調方仰付候様、一同奉願候以上

亥七月

天野小太郎

三戸詮藏

佐甲但馬

世良孫槌

青山上総

建白した五名の中で、世良孫槌・青山上総については、その足跡を知ることができる。世良孫槌については、次のようにある。

セラトシサダ 世良利貞 世良利貞、通称孫槌、萩藩士なり、その家代々仕えて御膳部方なり、利貞国学を近藤芳樹に受けまた江戸に祇役して松岡辰方栗原信充に就き故実を質す、吉田松陰その便物を評し、塵外に卓立して野ならず快ならずといえり、明治に入り教部中録に任じ同六年権大講義に補せられ長門国一宮住吉神社宮司に任ず、また大教院教典編輯を命ぜられその業を卒す、明治十一年三月十七日歿す、年六十三。

〔増補 近世防長人名辞典³⁷〕

また青山上総についても、次のようにある。

アオヤマカズサ 青山上総 青山上総は名は長清、上総を通称とす。その祖大宮司 青山元親天正年中に來りて奉仕せしよりその家代々萩城下の総鎮守椿八幡宮の宮司たり。上総夙に国学を修め近藤芳樹と交わり明治に及ぶ、同六年一家他国に退転してその後の事知られず。

暮秋 古さとの垣根の小萩かれしより もとのあらはにくもるる萩かな 長清

〔増補 近世防長人名辞典〕

青山上総は、萩総鎮守椿八幡宮の宮司であり、国学を修め、萩の藩校明倫館で教官をした近藤芳樹（本居大平などに学んだ国学者）と交わった神職である。前述したように青山上総は、神式葬祭復興に向けて五名の首座となつて、その

研究の為に一年間も諸国を巡って研究し、帰藩してからは、藩主が範となって庶民に至まで神式葬祭へ改宗すべきと献言していた。そして重要であるのは、この青山上総が、慶応元年（一八六五）八月に桜山招魂場に社殿が落成した際の盛大な祭りで祝詞を読んだ神職であったことである。

『白石正一郎日記』慶応元年八月に次のようにある。

四日 昼過、高杉来訪、同道して山県三好の新地の宿へ行、招魂場一件也、萩椿の社人青山上総出関、祭用也、

五日 朝より新地の旅館仙崎やへ行、青山と神祭用の示談也、小生神事奉行被申付、相勤ルニ付、高杉より鎧下垂借用す、夜二入、青山同道帰宅

六日 今日、奇兵隊出張ニ付、山県三好、阿ミだじへ行、青山此方にて祝詞書調候、大賀郡介来ル昼飯を早くして招魂場へ行、無程奇兵隊出張、一応五軒やの所にて休足、夫より大隊調練、青山小子大賀長野与右工門社人二人、招魂台の宮へ詰ル、一応奇兵惣管の所へ行、夫より歸りて鎧下垂着用、惣管にかハリて献供す、是神事奉行の役なり、大賀長岡兩人ハ献供官也、青山ハ祝詞師也、無程相済、奇兵隊不残阿ミだじ迄引取候、青山小子大賀夕方帰宅、服部良輔山下七三郎来り居一酌、

この八月九日の祭祀が、日本に於ける最初の招魂社鎮座の祭祀だったといえるものである。また、この祭祀に於ける神職と奇兵隊の在り方が、後の靖国神社の祭祀に於ける神職と陸海軍との在り方を彷彿とさせることは、この祭祀が靖国神社祭祀の正に先駆であったことを示していると思われるのである。

こうして社殿が完成した桜山招魂場では、十月廿五日に吉田松陰の祭りが執行されたのであるが、その際にも青山

上総は奉仕している。

廿五日 今日昼過より、招魂場にて吉田先生の祭執行、青山、高杉、山県、福田、伊藤春介、小生等也、帰路伊藤春介ニて馳走有之、

青山上総・高杉晋作・福田狭平・山県有朋・伊藤春介（博文）・白石正一郎等が吉田松陰を祭ったのである。白井正一郎日記に於ける青山上総の記載は、この後も続き、明治十年に白石正一郎が赤間神宮二代宮司に就任した明治十年まで辿ることが出来る。

青山上総のような神葬祭の研鑽を積んだ専門の神職がいたことで、桜山招魂社で行われる招魂社祭祀が、正統な神道祭祀としての形を整えたといえるのではないだろうか。

また、白石正一郎も青山上総の祝詞作成や祭祀の仕方などをつぶさに目にすることによって、以後は白石正一郎が桜山招魂社の祭祀を行ったのである。白石正一郎が桜山の招魂社祭祀から離れたのは、明治八年のことであった。

九月五日

今日招魂場祭礼 当年より区戸長其掛かり二相成、此方不及出勤候⁽³⁸⁾

これほどの活躍をした青山上総であるが、その後の消息は、地元の山口県においても「同六年一家他国に退転してその後の事知られず。」とされている程であるが、しかし青山上総は意外なところで活躍していたのである。それは靖国

神社初代宮司青山清としてであった。⁽³⁹⁾『靖国神社百年史 資料篇下』⁽⁴⁰⁾には次のようにある。

○宮司略歴

青山 清

文化十二年五月二十八日、長門國阿武郡椿郷八幡宮宮司青山駿河守長宗の長男として生まれる。通称一介。嘉永安政以降、長州藩が維新回天の運動に活躍するのを見て、早くから憂世慨世の志を抱き、禁門の変（蛤御門の戦）、四境戦争（征長の役）に出陣して藩難を嘗めた。明治二年六月、東京招魂社が創建され、赤心隊。報國隊六十余名が社司に採用されて祭典に当たったが、青山は軍当局と関係が深かったところから、四年八月二十二日、兵部省十一等出仕・招魂社祭事掛を命ぜられて、社務を統べ、五年三月二十一日、陸軍省十一等出仕に転じ、七年七月十二日には同十等出仕に進んだ。十年一月十二日、出仕制廃止に伴い招魂社雇となり、いぜん祭事に預かった。超えて十二年六月十六日、招魂社が靖国神社と改称し、別格官幣社に列せられ、宮司・禰宜・主典等の神官が置かれると、青山は初代の宮司に任ぜられて、神社基礎の確立、社運の発展に尽瘁し、二十四年二月六日、病んで歿した。年七十七。従七位に叙せられた。

青山清は文化十二年（一八一五）に山口県萩市の椿八幡宮の社家に生まれ、明治二十四年（一八九一）に七十七歳で死没したとされている。青山清が「軍当局と関係が深かった」とは、桜山招魂社創建などで知った奇兵隊幹部や軍監を務め、後日本陸軍の創設者と言われた山県有朋との旧交を語るものではないだろうか。

靖国神社の資料では、青山清とのみあつて上総といった称は記されていないのであるが、「清」とは『近世防長人名

辞典』に収載されている「暮秋 古さとの垣根の小萩かれしより もとのあらはにくもるる萩かな 長清」という和歌に記された実名と考えられる「長清」の「清」を以て名乗った名と考えられる。

このように白石正一郎と青山上総の交友時期が、招魂社が「戦争国事等に死する者」の長州藩に於ける祭祀施設から日本国家の戦死者祭祀施設へと発展していった時期と重なっていることは、極めて暗示的と思われる。

七、水戸尊皇思想と桜山招魂社の創建

上述してきたような尊皇攘夷思想に付随して、長州藩に伝播していた神式葬祭であるが、尊王攘夷の戦いによる戦死者の発生という事態が生じたことによつて、藩は元治元年（一八六四）九月二日に前年以來の馬関攘夷戦の戦死者の霊を招魂場に祀り、祭祀を行なうことを正式に決定した。

二日 去年以來馬関攘夷の挙に戦死せし者の霊を招魂場に祀り、神霊の式を行んとす、兵隊鷹懲隊に命し、諸隊の死者を調査して具上せしむ
（『忠正公一代編年史』元治元年九月二日条^④）

そして桜山招魂場に社殿の上棟祭が行なわれた慶応元年（一八六五）七月二日の翌日に、内紅戦によつて正論派が復権していた長州藩は、藩内各郡に招魂場を開設することを命じたのである。

慶応元年七月三日

赤間関の招魂場成る、翌日四日政府旧公の意を承け、各郡をして均しく招魂場を設けしめんと其意を令す

(令文)

一、招魂場之事

右、諸郡に於て一ヶ所宛、清潔之地見立、其宰判居合之者、戦争国事等に死するものは、孰も其地に埋葬せしめ、春秋両度祭事をも被仰付候事。

一、招魂所開立へ対し、銀三百目宛、被立下候事

一、春秋祭事料として金三百匹、被立下候事

(『防長回天史』七卷⁽⁴²⁾)

まとめ

以上に述べたように、長州藩の「人の神霊を祀る神祭式」には、水戸藩の自葬式にもとづく死者の神祭式の強い影響があつたと思われる。それは尊王攘夷運動の中心地であつた幕末の水戸藩に遊学した志士や水戸学を学んだ者達によつて、尊王攘夷思想と一体となつて長州藩にもたらされたと考えられる。

先述したように、後期水戸学の会澤正志斎や藤田東湖に見られる強烈な廃仏思想は、江戸時代後期の国学者の中にも見られるものである。また尊王思想も、水戸学・国学ともに到達せざるを得ない思想であつたとされるものである。そして人の死後の魂を神霊とする信仰も、後期水戸学、平田篤胤以降の国学者達の中に見出される靈魂観である。こうした思想・信仰が、幕末長州藩に伝播し混然となつていたところに、最初の尊皇攘夷戦争で戦死者が出たことが契機となつて、尊皇攘夷の戦死者、更には尊皇倒幕の戦死者を神祭式で祀るという「招魂社」が長州藩に発生したと

されるのではないだろうか。

註

- (1) 拙論『招魂社の発生』（『國學院大學研究開発推進センター紀要』第三号、平成二十一年）
- (2) 拙論『高杉晋作の神葬祭——長州藩に於ける水戸の自葬——』（『山口県神道史研究』第十三号、平成十二年）
- (3) 近藤啓吾『儒葬と神葬』（『水戸の葬礼』）、国書刊行会、平成二年。
- (4) 『吉田松陰全集』第八卷所収（マツノ書店復刻版 平成十二年刊）
- (5) 吉田祥朔著『増補 近世防長人名辞典』（マツノ書店刊 昭和五十一年）
- (6) 広瀬豊『吉田松陰の研究』二二五頁。マツノ書店復刻版 平成元年
- (7) 『父叔兄宛』書簡（『日本思想大系54』書簡二四二 岩波書店 一九七八年）
- (8) 私は、注（1）の『招魂社の発生』では以下のように解釈していた「この場合の「神主」とは、儒家で死者の官等・姓名を書いて祠堂に安置する霊牌・位牌のことと思われ、漢学に精通していた松陰らしい。しかしこのことから、葬祭に関しては松陰の考えは未だ儒家的段階に止まっていたといえる」。しかし、この解釈は、表面的解釈であったと思われる。
- (9) 儒学者で儒葬を行なった人は、中江藤樹・幕府の大学頭を務めた林家の人々、木下順庵、熊沢蕃山等がいる。
- (10) 『藤夫人病中葬礼事略』（『藤夫人病中葬礼事略』（『常山文集拾遺』——『水戸義公全集』上巻——）。注（3）近藤啓吾『儒葬と神葬』、『水戸の葬礼』二二三頁参照。
- (11) 『文公家礼』については、前掲の近藤啓吾『儒葬と神葬』『朱子家礼概説』に詳しく、また松本丘「儒葬と神葬」（『神葬祭総合大事典』所収。雄山閣出版 平成十二年）に簡潔に解説されている。
- (12) 『葬祭儀略』（金井淳「徳川光圀の葬祭研究とその現代的意義について」所収、『神社本庁教学研究所紀要』第二号、平成九年）。
- (13) 『自葬式』（『水戸侯御撰文自葬式論里民檄』に所載）、長府博物館所蔵。

- (14) 『東北遊日記』（『吉田松陰全集』第十卷所収、マツノ書店、平成十三年）。
- (15) 『水戸藩史料』別記下巻 十三「社寺改正」天保十四年九月条（二十五頁）、吉川弘文館 大正四年刊。
- (16) 『茨城県史 近世編』第五編第四節「宗教統制と水戸藩の社寺改革」、昭和六十年発行。
- (17) 『水戸市史 中巻（一）』第六章「光圀の文教信仰と宗教政策（二）」、昭和四十三年発行。
- (18) 『五六桂小五郎・高杉晋作あて』書簡（『久坂玄瑞遺墨』、一坂太郎著、東行庵発行、一九九四年）。
- (19) 『白石正一郎日記』（『白石家文書』所収、下関市教育委員会編集・刊行、昭和四十三年）。白石正一郎日記の原本は、現在伝わっていない。正一郎は後日日記を書き改め、それが「日記中摘要下書」・「白石資風日記」・「日記中摘要」の三種として伝えられた。この内の「日記中摘要下書」が、『白石正一郎日記』として現在通用されている日記である。白石家文書所収、下関教育委員会編集・刊行、昭和四十三年）慶応三年三月二十八日条。
- (20) 『谷東行主神葬略式』（長府博物館所蔵）。全文は、(2) 論文に全文掲載。
- (21) 『水戸侯御撰文自葬式論里民檄』（長府博物館所蔵）。
- (22) 『備前儒葬弁記』（長府博物館所蔵）。
- (23) 『先祖年表序』（『白石家文書』所収）。
- (24) 水野恭一郎「岡山藩神職請制度雑抄」（『武家社会の歴史像』所収、国書刊行会 昭和五十八年）。
- (25) 「葬祭之大略」は注(24) 論文に全文所載。
- (26) 『葬祭弁論』（『神道大系 論説編二十一 熊沢蕃山』）
- (27) 吾妻重三「池田光政と儒教葬祭儀礼」（『東アジア文化交渉研究』創刊号 二〇〇八年）
- (28) 注(15) 史料。
- (29) 注(17) 史料。
- (30) 注(15) 史料。
- (31) 『神業類要』（『神道大系 論説編八 卜部神道（上）』）
- (32) 『江湖負暄』（『神道大系 論説編 水戸学』）
- (33) 『常陸帯』（『神道大系 論説編 水戸学』）
- (34) 『野山獄読書記』（『吉田松陰全集』第十一卷所収）安政乙卯（二年）九月・十月条。

- (35) 『建白書』（『諸建白書』嘉永七年～元治元年。山口県立文書館所蔵、『毛利家文庫』七五 維新記事雑録、一八三）。
- (36) 『諸記録綴込』（山口県文書館所蔵）。
- (37) 吉田祥朔著『増補 近世防長人名辞典』マツノ書店 昭和五十一年。
- (38) 『日記中摘要』（『白石家文書 捕遺』（下関教育委員会 平成元年）。
- (39) 青山清の事蹟は、『靖国の源流』（青山幹生・青山隆生・堀雅昭共著。弦書房 二〇一〇年）に詳しい。
- (40) 『靖国神社百年史』資料篇下、第十五（五） 神職補任。
- (41) 『忠正公一代編年史』（山口県文書館所蔵）元治元年九月二日条。
- (42) 『防長回天史』第五編上 七（マツノ書店、平成二年）。